

パブリックコメント【宇美町こども計画(案)についてのご意見と宇美町の考え方】

	項目	意見要旨	ご意見に対する町の考え方
1	第1章 計画の策定にあたって (P3,29) 第2章 計画の基本的な考え方 (P35,36.40) 第3章 計画の施策及び個別事業 (P42, 78, 79, 80)	①医療的ケア児への支援体制強化とありますが、具体的に何をしてくれるのか分かりづらい。	本計画はこども大綱ののっとり、施策の方向性を定める計画であり、具体的な行動計画については各担当課で定め施策を実行していくこととしているため具体的な記載が無い部分があります。 支援体制強化の具体策については、関係機関での情報連絡会や研修を通じた人材育成を予定しており、町として取り組んでいく予定としています。
		②医療的ケア児の受け入れをしている児童発達支援事業所でも、身体障害がないからと受け入れを断られ、私立の幼稚園にも入園を断られ、医療的ケア児が通える所がないので、考慮してほしい。	いただきましたご意見を踏まえ、自立支援協議会などで、利用可能な児童発達支援事業所の把握に努めます。また、保育所等や幼稚園については、医療的ケア児受け入れのためのガイドライン策定に向けた取り組みを進めます。
	第3章 計画の施策及び個別事業 (P42)	③医療的ケア児受け入れのためのガイドライン策定に向けた取り組みを進めるとありますが、いつまでにするつもりなのか記載してほしい。	いただきましたご意見を踏まえ、施策の内容を計画期間内までにガイドライン策定を行う旨に変更しました。 「医療的ケア児受入れのためのガイドライン策定に向けた取組を進めます。」 ↓ 「医療的ケア児受入れのためのガイドライン策定に <u>早急に着手し、計画期間内までに策定します。</u> 」 ※変更箇所 P42 No.9「特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援」、 P80No.93 (No.9再掲)「医療的ケア児等への支援体制強化」
	第3章 計画の施策及び個別事業 (P78)	④こども計画の中で「関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」とあるが、医療的ケア児であることで、保育園、幼稚園への入園を断られているため、設置以前の問題ではと思う。	現時点では私立幼稚園の入園についての窓口を町で一元化する予定はございませんが、医療的ケア児受け入れのためのガイドライン策定に向けた取り組みを進めるとともに、私立幼稚園の入園や就学についての相談対応が不十分であったというご指摘を真摯に受け止め、入園や就学に関する相談をいただいた際には、関係機関が連携を図り協議検討しながら、おこさまの入園や就学に向けた丁寧な対応に努めます。
2	第3章 計画の施策及び個別事業 (P80)	⑤医療的ケア児の家庭への訪問やアンケートを通じて実態把握を行い、問題解決を図るとあるが、幼稚園の入園を相談した際は「私立幼稚園の窓口は私立幼稚園」、公立小学校に行けるか相談した際は「特別支援学校の選択肢」を示唆され、問題解決には至らなかった。	
	第1章 計画の策定にあたって (P3,29) 第2章 計画の基本的な考え方 (P35,36.40) 第3章 計画の施策及び個別事業 (P42, 78, 79, 80)	⑥医療的ケア児が普通の子と平等に幼稚園等に通えるように、訪問看護センターと連携して、医療的ケアが必要な時は、幼稚園等に看護師を派遣できる様にするなど具体的に考えて明記してほしい。 ⑦看護師が配置されている私立幼稚園等でも医療的ケアはできないと言われたり、問い合わせでも返事がなかったりした。どこに行っても前例がないと言われるが、前例は作らないと、いつまでも医療的ケア児は入れない。	いただきましたご意見を踏まえ、医療的ケア児受け入れのためのガイドライン策定に向けた取り組みを進めます。 入園についての相談対応が不十分であったというご指摘を真摯に受け止め、研修等を通じた人材育成及び体制強化に努めます。

パブリックコメント【宇美町こども計画(案)についてのご意見と宇美町の考え方】

	項目	意見要旨	ご意見に対する町の考え方
3	第3章 計画の施策及び個別事業 (P41～)(P55)	⑧乳幼児期のこどもをベビーカーに乗せて歩道を歩く時に、宇美八幡宮から下宇美側に行く歩道が段差がひどく、車道に倒れそうになったりする事がある。この様に歩く場所が悪い場所が多かったりすると、外出するのが億劫になる。こういう歩道の整備は乳幼児関係なく、みんなにとってよくなると思う。	いただきましたご意見を踏まえ、当該対象地道路管理者である福岡県と連携を図りながら、宇美町内の歩道整備事業を推進して参ります。 ※関連施策 P86 No.105「犯罪被害や事故等からこども・若者を守るための取組の推進」
		⑨職場体験もすごく大事だし、仮想通貨を使った、働いたら税金がいくら払って、手取りがいくらになって、住民税がいくらでなどのこれから必要になる生活体験も取り入れてほしい。良いお金に興味をもてることが増えてほしい。そして起業する事のおもしろさを知ったりして、働くことを楽しいものにしてほしい。	税に関する教育につきましては、社会科の授業において取り上げていますが、生活体験などを取り入れてはいないのが現状です。いただきましたご意見を踏まえ、今後、職業に関する教育の中で、地域の方々より税に関する内容についてもお話いただくことを検討して参ります。
4	第3章 計画の施策及び個別事業 (P44)	⑩乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、実施可能な保育所等と調整を進めるとあるが、医療的ケア児についても、受け入れが可能か調整を進めてほしい。	令和8年度から全自治体で本格実施が予定されている乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)では、3歳未満が対象と定められています。制度の趣旨にのっとり、実施可能な保育所等や幼稚園に受け入れが可能かどうか調整を進めて参ります。
	第3章 計画の施策及び個別事業 (P57)	⑪放課後児童クラブですが、医療的ケア児も受け入れるようにしてほしい。	医療的ケア児につきましては、支援員が医療に關しての資格を有していないため、受け入れた実績はありませんが、医療的ケア児のおこさまが入所できるかどうか、個別に相談させていただきたいと思ひます。
5	第3章 計画の施策及び個別事業 (P80)	⑫保育所等における医療的ケア児受け入れのためのガイドライン策定とあるが、私立の幼稚園も含めたところで明記してほしい。	ご意見をいただきましたとおり、施策の内容を以下のとおりに変更しました。なお、医療的ケア児受け入れのためのガイドラインは町として策定して参ります。 「 <u>保育所等</u> における医療的ケア児受け入れのためのガイドライン」 ↓ 「 <u>保育所等や幼稚園</u> における医療的ケア児の受け入れのためのガイドライン」 ※変更箇所 P42 No.9「特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援」、 P80No.93 (No.9再掲)「医療的ケア児等への支援体制強化」
		⑬医療的ケアを理由に退職し、仕事をしなくても夜間の医療的ケアのためによく眠れずフルタイムでの復帰が難しい。月64時間のパートだと保育所へ入れる優先順位が低く保育所には入りにくい現状があるため、私立の幼稚園にも、医療的ケア児の受け入れについて働きかけてほしい。	おこさまが集団生活を行う場として一番適切な場所は、それぞれの特性や状況で異なります。保育所等には入所要件があるため、全てのおこさまがご希望の保育園等に通うことは難しい場合もあるのが現状です。町内の保育所等や幼稚園の園長が集まる場を利用して医療的ケア児の受け入れについて働きかけていきたいと思ひます。